

岩手県告示第428号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者を指定した。

平成23年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の年月日
釜石石油株式会社	釜石市大町一丁目8番11号	平成23年7月1日